

21年度税制改正についてのコメント（08，12，12）

森信茂樹

- 1、住宅・土地・自動車・省エネ・新エネ投資減税等政策減税のオンパレードだが、短期的な経済危機に対応するものとして、やむ負えないだろう。他方で、時間軸を明確にした上で、国民の将来不安を解消するための社会保障充実財源を核とする中長期的な税制の姿を示すことが求められている。
- 2、最大の注目点は、将来の抜本的税制改革の道すじがどこまで具体的に示されるかという点で、大綱は、「消費税額全額が社会所保障給付に充てられることを明確化したうえで消費税率の税率を決定する。」旨記述し、具体的な引き上げ時期、幅については、なんら触れていない。社会保障国民会議、社会保障審議会などで具体的な数字を試算しながら議論してきたことが、全く反映されていないわけで、将来に対する不安感を解消することにはつながらない。選挙を意識したのだろうか、国民は、近い将来の増税を織り込んでおり、それに見合う受益・給付の姿とパッケージで整合性のとれた道筋を描けば、逆に国民の支持は広がったのではないか。政府が目指す「中福祉・中負担」の具体的なイメージを世に問い、これに向けて政策を描いていくことが重要だ。このことは、税制だけ切り分けて議論することが限界に来ているということをも物語っており、社会保障と一体的に議論する必要がある。
- 3、他方で、法人実効税率の引き下げ、給付付き税額控除の検討、納税者番号制度の導入の準備等昨年の大綱では触れられていない点について、踏み込んだ記述がみられることは、評価したい。
- 4、給付付き税額控除は、広く欧米諸国で実施されている税制と社会保障制度を一体化して検討する政策で、低所得者層の勤労インセンティブの供与、子育てへの支援、逆進性対策等で効果を上げている制度だ。今後具体的な設計段階に入ることが必要だ。納番について、「税制を国民の利便性に配慮して柔軟に設計していく上でも必要不可欠」という文言がはいったが、徴収側の論理から離れて納番を検討するという姿勢が見られる点は、大いに評価すべきだ。与党の中に検討会が立ち上がるが、早急に議論して、国民の受益のための税制につなげてほしい。
- 5、金融所得課税については、一体化の進展が必要としながらも、利子所得（銀行）の一体化の時期について明確に触れていない。他方で、証券税制（譲渡益・配当の10%への軽減税率）の3年間（21年12月31日まで）の継続、さらには3年後の少額の上場株式等投資のための非課税制度の創設が認められた。具体的には、「非課税口座について、上場株式等に係る配当所得、譲渡所得について非課税とする」制度の平成22年度導入である。利子所得との一体課税を踏まえずに、株式投資だけを優遇する制度設計は、金融所得一体課税の趣旨を損なうものである。
- 6、国際課税において、外国子会社から受け取る配当の益金不算入制度が創設された（こ

れに伴い間接外国税控除は廃止)。これは、制度の簡素化、さらには、国際化した我が国企業の外国留保所得の還流という形で資金政策（配当、設備投資、報酬）の自由度を高めるもので、評価される。